

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-97059

(P2008-97059A)

(43) 公開日 平成20年4月24日(2008.4.24)

(51) Int.Cl.

G06Q 50/00 (2006.01)
A47G 33/02 (2006.01)

F I

G06F 17/60 136
A47G 33/02 H

テーマコード (参考)

審査請求 有 請求項の数 5 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2006-274469 (P2006-274469)
(22) 出願日 平成18年10月5日 (2006.10.5)

(71) 出願人 500094107
松尾 賢三
長崎県長崎市横尾3丁目2番1号
(74) 代理人 100099508
弁理士 加藤 久
(74) 代理人 100116296
弁理士 堀田 幹生
(72) 発明者 松尾 賢三
長崎県長崎市横尾3丁目2番1号

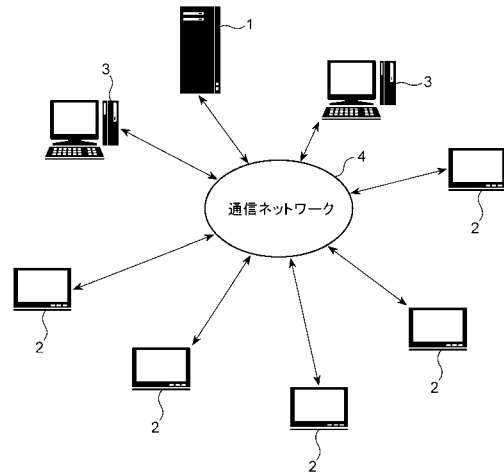
(54) 【発明の名称】 参拝システム

(57) 【要約】

【課題】低コストで遺骨を管理することができ、かつ故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にも参拝の機会を提供することが可能な参拝システムの提供。

【解決手段】各故人の遺骨が預けられる各提携寺院に関するデータと、各故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータとを管理する遺骨管理装置1と、各提携寺院の祭壇部に設置され、かつ遺骨管理装置1に対して通信ネットワーク4を通じて接続され、指定された故人に関して遺骨管理装置1から該当する故人に関するデータを取得し、出力する遺骨データ出力装置2とを有する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

各故人の遺骨が預けられる各提携寺院に関するデータと、前記各故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータとを管理する遺骨管理装置と、

前記各提携寺院の祭壇部に設置され、かつ前記遺骨管理装置に対して通信ネットワークを通じて接続され、指定された故人に関して前記遺骨管理装置から該当する故人に関するデータを取得し、出力する遺骨データ出力装置とを有する参拝システム。

【請求項 2】

前記故人に関するデータは、各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを含むものである請求項 1 記載の参拝システム。 10

【請求項 3】

前記遺骨管理装置は、前記故人の遺族が使用して通信ネットワークを通じて接続するコンピュータに対し、前記各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除するためのウェブページを提供する手段を有するものである請求項 1 または 2 に記載の参拝システム。

【請求項 4】

前記各故人を偲ぶデータは、前記各故人の墓、墓石、墓碑または骨壺を撮影した画像データ、前記各故人の遺影の画像データ、前記各故人の映像データ、または前記各故人の音声を録音した音声データのいずれかを含むものである請求項 1 から 3 のいずれかに記載の参拝システム。 20

【請求項 5】

前記各故人の遺骨を前記祭壇部の奥に目視可能に安置する陳列棚を有する請求項 1 から 4 のいずれかに記載の参拝システム。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、故人の墓や納骨堂等への参拝を支援する参拝システムに関する。

【背景技術】**【0002】**

人間が死亡すると火葬され、通常は遺族により墓地や納骨堂などへ埋葬される。しかしながら、都市部では分譲墓地も少なく、高額であるため、遺族の経済的負担や、墓地または納骨堂の管理負担等が問題となっており、墓地等の造成が困難となってきている。 30

【0003】

このような問題を解決するものとして、例えば特許文献 1 には、多数個の物品を収納できる収納ラックを設け、コンピュータからの指令に応じて該ラック内の任意の物品の出し入れ可能とするリフトを設け、一方、任意の仕切られた空間内に映像表示墓石を設置し、ラックから取り出された物品をこの墓石近傍に移動させる手段を設けて、多数の客が交互に墓参りできるように構成するとともに、仕切られた空間の上部適所に投影機を設置して、この投影機から投射された映像が空間内の壁面に投影されるように構成してなる映像表示墓石を使用した納骨管理装置が開示されている。 40

【0004】

また、特許文献 2 には、骨壺を立体的に納めた納骨堂からコンピュータで制御する搬送手段により ID 番号に応じた骨壺を選択して礼拝堂の祭壇まで搬出し、礼拝後はこの搬送手段により納骨堂に骨壺を搬送する立体式の自動墓所において、祭壇の参拝者と対向する位置に、骨壺に納骨されている故人を偲ぶ事項の表示手段を設けた立体式の自動墓所が開示されている。

【0005】

【特許文献 1】特許第 3082128 号公報

【特許文献 2】特開平 10 - 115125 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】**【0006】**

特許文献1, 2に記載のものは、立体倉庫から遺骨を搬出して参拝者の前まで搬送するシステムであるが、納骨堂のように恒久的な施設では搬送機械の耐久性や故障等の問題があり、搬送機械等の設置コストだけでなく、メンテナンスコストまでもが高くなってしま

【0007】

本発明は、低コストで遺骨を管理することができ、かつ故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にも参拝の機会を提供することが可能な参拝システムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0008】**

本発明の参拝システムは、各故人の遺骨が預けられる各提携寺院に関するデータと、各故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータとを管理する遺骨管理装置と、各提携寺院の祭壇部に設置され、かつ遺骨管理装置に対して通信ネットワークを通じて接続され、指定された故人に関して遺骨管理装置から該当する故人に関するデータを取得し、出力する遺骨データ出力装置とを有するものである。

【0009】

本発明の参拝システムによれば、故人の遺族や全国の故人縁者は、いずれかの提携寺院に行き、各提携寺院の祭壇部に設置された遺骨データ出力装置により故人を指定すると、この指定された故人に関して遺骨管理装置から該当する故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータが取得され、遺骨データ出力装置に出力されるので、提携寺院の祭壇部において各故人を偲びながら参拝することができる。また、故人の遺骨を他の提携寺院に改葬した場合であっても、故人の遺族や全国の故人縁者は、いずれかの提携寺院に行くことで参拝することが可能である。

【0010】

ここで、故人に関するデータは、各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを含むものであることが望ましい。これにより、遺骨データ出力装置に各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータが出力されるので、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を知ることができ、この提携寺院を参拝する機会を得ることができる。また、改葬時には、遺骨管理装置の各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを更新すれば、この更新データが各提携寺院の祭壇部に設置された遺骨データ出力装置に出力されるようになるので、改葬時の手続きが容易となる。

【0011】

また、遺骨管理装置は、故人の遺族が使用して通信ネットワークを通じて接続するコンピュータに対し、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除するためのウェブページを提供する手段を有するものであることが望ましい。この構成により、故人の遺族自らが、通信ネットワークを通じて遺骨管理装置に接続して、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除することができ、故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にもその故人を偲ぶ材料を容易に提供することが可能となる。

【0012】

ここで、各故人を偲ぶデータは、各故人の墓、墓石、墓碑または骨壺を撮影した画像データ、各故人の遺影の画像データ、各故人の映像データ、または各故人の音声を録音した音声データのいずれかを含むものであることが望ましい。これにより、故人の遺族および全国の故人縁者は、これらの故人に縁のあるデータによって故人を偲ぶことができ、参拝の機会を提供することができる。

【0013】

また、本発明の参拝システムは、各故人の遺骨を祭壇部の奥に目視可能に安置する陳列棚を有することが望ましい。これにより、各故人の遺骨が預けられている提携寺院を参拝

10

20

30

40

50

した際には、祭壇部の奥の陳列棚に各故人の遺骨が目視可能に安置されていることになり、遺骨データ表示装置の表示だけでなく、実際に遺骨が安置されている陳列棚を見ることで、より深く故人を偲ぶことができ、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を参拝する機会を提供することができる。

【発明の効果】

【0014】

(1) 各故人の遺骨が預けられる各提携寺院に関するデータと、各故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータとを管理する遺骨管理装置と、各提携寺院の祭壇部に設置され、かつ遺骨管理装置に対して通信ネットワークを通じて接続され、指定された故人に関して遺骨管理装置から該当する故人に関するデータを取得し、出力する遺骨データ出力装置とを有することにより、故人の遺族や全国の故人縁者は、いずれかの提携寺院に行き、祭壇部の遺骨データ出力装置に出力される故人を偲ぶデータを含む故人に関するデータを見ながら、提携寺院の祭壇部において各故人を偲びながら参拝することができる。また、故人の遺骨を他の提携寺院に改葬した場合であっても、故人の遺族や全国の故人縁者は、いずれかの提携寺院に行くことで参拝することが可能である。さらに、参拝時には、各提携寺院に預けられている遺骨は搬送しないので、搬送機械等は不要であり、搬送機械等の設置コストやメンテナンスコストは不要であり、低コストで遺骨を管理することが可能である。

10

【0015】

(2) 故人に関するデータが、各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを含むものであることにより、遺骨データ出力装置に出力される各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータから、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を知ることができ、この提携寺院を参拝する機会を得ることができる。また、改葬時には、遺骨管理装置の各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを更新すれば、この更新データが各提携寺院の祭壇部に設置された遺骨データ出力装置に出力されるようになるので、改葬時の手続きが容易となる。

20

【0016】

(3) 遺骨管理装置が、故人の遺族が使用して通信ネットワークを通じて接続するコンピュータに対し、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除するためのウェブページを提供する手段を有するものであることにより、故人の遺族自らが、通信ネットワークを通じて遺骨管理装置に接続して、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除することができ、故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にもその故人を偲ぶ材料を容易に提供することが可能となる。

30

【0017】

(4) 各故人を偲ぶデータが、各故人の墓、墓石、墓碑または骨壺を撮影した画像データ、各故人の遺影の画像データ、各故人の映像データ、または各故人の音声を録音した音声データのいずれかを含むものであることにより、故人の遺族および全国の故人縁者は、これらの故人に縁のあるデータによって故人を偲ぶことができ、参拝の機会を提供することができる。

【0018】

(5) 各故人の遺骨を祭壇部の奥に目視可能に安置する陳列棚を有することにより、各故人の遺骨が預けられている提携寺院を参拝した際には、祭壇部の奥の陳列棚に各故人の遺骨が目視可能に安置されていることになり、遺骨データ表示装置の表示だけでなく、実際に遺骨が安置されている陳列棚を見ることで、より深く故人を偲ぶことができ、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を参拝する機会を提供することができる。

40

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

図1は本発明の実施の形態における参拝システムの全体構成図、図2は各提携寺院の配置構成を示す鳥瞰図、図3は図2の1つの祭壇の正面図、図4は図1の遺骨管理装置のブロック図である。

【0020】

50

図 1 において、本発明の実施の形態における参拝システムは、本サービスを提供するサービスセンタに設置される遺骨管理装置 1 と、各故人の遺骨が預けられる各提携寺院にそれぞれ設置される遺骨データ出力装置 2 と、各故人の遺族が使用するコンピュータ 3 等により構成される。遺骨管理装置 1 と、各遺骨データ出力装置 2 やコンピュータ 3 等とは、インターネット等の通信ネットワーク 4 を通じて接続されている。また、遺骨データ出力装置 2 は、1 つの提携寺院に対して 1 つ設置したり、複数設置したりすることが可能である。

【0021】

遺骨データ出力装置 2 は、図 2 に示すように各提携寺院の祭壇部 6 に設置される。図 2 の例では、遺骨データ出力装置 2 は、祭壇部 6 の各祭壇 5 の中央に設置されている。また、祭壇部 6 の奥には、各故人の遺骨を安置する陳列棚 8 が設置された納骨部 7 を有する。陳列棚 8 には、骨壺等のケースに収納された遺骨が安置されている。また、図 3 に示すように、各祭壇 5 には、この祭壇部 6 の奥に安置された遺骨を目視可能なように窓 9 が設けられている。なお、図示しないが、窓 9 には自動開閉式のカーテンが設けられており、参拝開始時に開き、参拝終了時には閉じるようになっている。

10

【0022】

また、本例では、遺骨データ出力装置 2 は、入力装置を兼ねたタッチパネル方式の表示装置および音声データを出力する音声出力装置により構成されるが、入力装置や表示装置等が分離されたものでも良い。あるいは、表示装置としてプロジェクタを採用し、祭壇部の壁面に投影する構成としても良い。一方、祭壇 5 には、骨壺、墓標、位牌、香炉、花瓶や仏像の掛け軸等が設置されているが、これらの骨壺等は特定の故人のものではなく、通常の祭壇をイメージさせるためのものである。

20

【0023】

遺骨管理装置 1 は、各故人の遺骨が預けられる各提携寺院に関するデータ（以下、「寺院データ」と称す。）や、各故人を偲ぶデータ（以下、「故人データ」と称す。）および各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータ（以下、「寺院特定データ」と称す。）を含む故人に関するデータ（以下、「遺骨データ」と称す。）等を管理するものである。遺骨管理装置 1 は、図 4 に示すように、これらの寺院データや遺骨データ等を記憶する記憶手段 10 と、寺院データや遺骨データ等を登録するデータ登録手段 11 と、記憶手段 10 に記憶された遺骨データ等を遺骨データ出力装置 2 に提供するデータ提供手段 12 と、各故人の遺族が各故人データを登録、更新または削除するためのウェブページをコンピュータ 3 に提供する故人データ登録手段 13 とを有する。

30

【0024】

寺院データとは、各故人の遺骨が預けられる各提携寺院の ID（寺院コード）、名称、所在地や電話番号等のデータである。故人データとは、各故人の墓、墓石、墓碑または骨壺を撮影した画像データ、各故人の遺影の画像データ、各故人の映像データや、各故人の音声を録音した音声データ等である。寺院特定データは、各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するための寺院コードや名称等のデータである。遺骨データとは、故人データおよび寺院特定データの他、遺族の ID（遺族コード）、氏名、住所、電話番号や、故人の氏名、続柄、生年月日、没日、戒名（法名）等である。

40

【0025】

これらの各データは、データ登録手段 11 によって登録され、記憶手段 10 に記憶される。また、故人データ登録手段 13 は、各故人の遺族がコンピュータ 3 により接続した際、コンピュータ 3 へ各故人データを登録、更新または削除するためのウェブページを提供し、このウェブページによる指示に基づいて記憶手段 10 の各故人データを編集するものである。

【0026】

データ提供手段 12 は、祭壇部の遺骨データ出力装置 2 により指定された故人に関して遺骨管理装置 1 から該当する遺骨データを取得し、遺骨データ出力装置 2 へ提供するものである。ここで、故人の指定は、遺族コードや遺族の氏名等を入力することにより行うこ

50

とが可能である。あるいは、各遺族に対して遺族コードや遺族の氏名等の情報を記録したIDカードを発行しておき、このIDカードを読み取り装置により読み取ることにより行う構成とすることも可能である。

【0027】

上記構成の参拝システムでは、故人の遺族や全国の故人縁者等の参拝者は、いずれかの提携寺院に行き、祭壇部の遺骨データ出力装置2から故人を指定すると、指定された故人の遺骨データがサービスセンタの遺骨管理装置1から取得されて遺骨データ出力装置2へと出力される。したがって、参拝者は、ここで出力される遺骨データのうち、特に、各故人の墓、墓石、墓碑または骨壺を撮影した画像データ、各故人の遺影の画像データ、各故人の映像データや、各故人の音声を録音した音声データ等の故人データ、すなわち故人に縁のあるデータによって、祭壇部の祭壇5の前において各故人を偲びながら参拝することができる。

10

【0028】

また、この参拝システムでは、故人の遺骨を他の提携寺院に改葬した場合であっても、故人の遺族や全国の故人縁者等の参拝者は、いずれかの提携寺院に行くことで祭壇5の前で容易に参拝する機会が得られる。さらに、この参拝システムでは、参拝時に、各提携寺院に預けられている遺骨は搬送しないので、搬送機械等は不要であり、搬送機械等の設置コストやメンテナンスコストは不要であるため、低コストで遺骨を管理することが可能である。

【0029】

20

また、この参拝システムでは、遺骨データが、各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを含むので、遺骨データ出力装置2に出力される各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータから、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を知ることが可能であり、この提携寺院を参拝する機会を得ることができる。また、改葬時には、遺骨管理装置1の各故人の遺骨が預けられている各提携寺院を特定するためのデータを更新すれば、この更新データが各提携寺院の祭壇部に設置された遺骨データ出力装置2に出力されるようになるので、改葬時の手続きも容易である。

【0030】

また、この参拝システムでは、遺骨管理装置1が、故人の遺族が使用して通信ネットワーク4を通じて接続するコンピュータ3に対して、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除するためのウェブページを提供するので、故人の遺族自らが、通信ネットワーク4を通じて遺骨管理装置1に接続し、各故人を偲ぶデータを登録、更新または削除することができる。したがって、故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にもその故人を偲ぶ材料を容易に提供することが可能である。

30

【0031】

また、この参拝システムでは、各故人の遺骨が各祭壇5の窓9から目視可能であるため、各提携寺院を参拝した際には、遺骨データ表示装置2の表示だけでなく、祭壇部6の奥の陳列棚8を見ることで、より深く故人を偲ぶことができ、実際に各故人の遺骨が預けられている提携寺院を参拝する機会を提供することができる。

【産業上の利用可能性】

40

【0032】

本発明の参拝システムは、故人の墓や納骨堂等への参拝を支援するシステムとして有用である。特に、本発明は、低コストで遺骨を管理ことができ、かつ故人の遺族だけでなく、全国の故人縁者にも参拝の機会を提供することが可能な参拝システムとして適している。

【図面の簡単な説明】

【0033】

【図1】本発明の実施の形態における参拝システムの全体構成図である。

【図2】各提携寺院の配置構成を示す鳥瞰図である。

【図3】図2の1つの祭壇の正面図である。

50

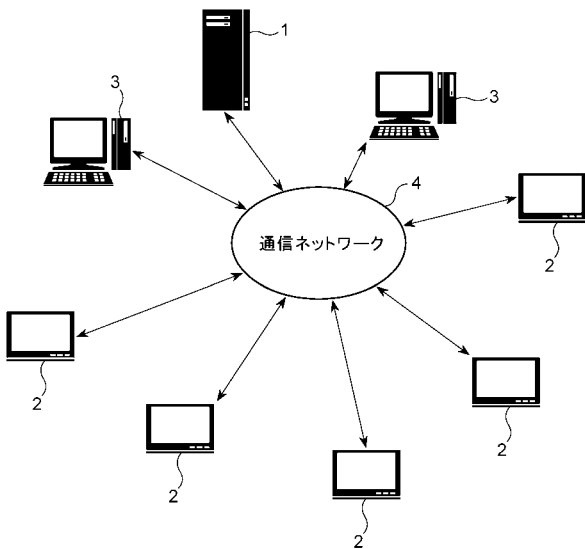
【図4】図1の遺骨管理装置のブロック図である。

【符号の説明】

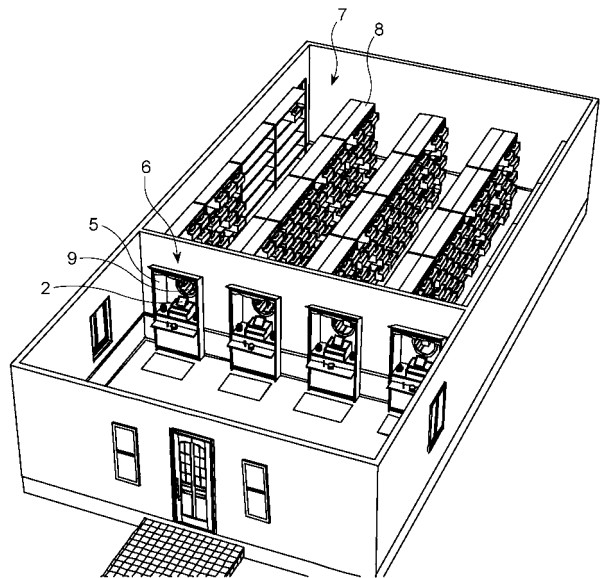
【0034】

- 1 遺骨管理装置
- 2 遺骨データ出力装置
- 3 コンピュータ
- 4 通信ネットワーク
- 5 祭壇
- 6 祭壇部
- 7 納骨部
- 8 陳列棚
- 9 窓
- 10 記憶手段
- 11 データ登録手段
- 12 データ提供手段
- 13 故人データ登録手段

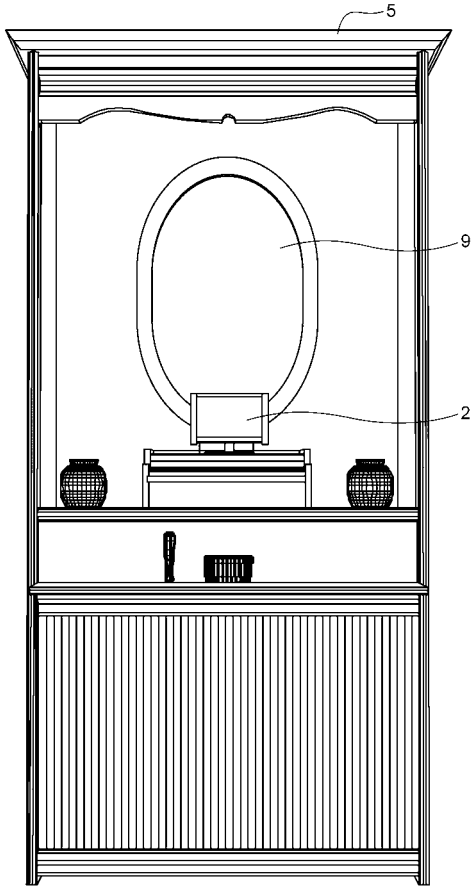
【図1】



【図2】



【 図 3 】



【 図 4 】

